

湘南地区ミニバスケットボール連盟における選手の入部（登録）に関する方針

第 1 児童の通学している学校に登録チームがある場合は、そのチームに入部する。

※県登録規定 2-①のとおり

第 2 児童の通学している学校に登録チームがない場合は、近隣のチームに入部することができる。「近隣」とは、文字どおり「近くで隣接している」と解釈する。登録しているチームのエリアを飛び越して入部することはできない。

※県登録規定 2-②、③のとおり

第 3 近くで隣接しているチームが 2 チーム以上ある場合には、児童の自宅から一番近い距離にあるチームに入部することを基本とする。

「近い」とは児童の自宅からチーム主体校まで、徒歩または自転車により通った場合における道路の最短距離を比較し判断する。また、中学校区を考慮し選択することもできる。

第 4 児童の通学している学校に登録チームがなく、併せて、隣接する学校にも登録チームがない場合は、児童の自宅から一番近いチームに入部することを基本とする。「近い」の考え方は前項と同じ。

第 5 国・県・私立・特別支援学校・外国人学校等の特定学区を持たない小学校に通学している児童で、その在籍校に登録チームがない場合は、居住地の学区にある登録チームに所属するものとする。ただし、居住地の学区に登録チームが存在しない場合は近隣のチームに所属する。

※県登録規定 2-④のとおり

第 6 入部（登録）において、次のようなチーム状況がある場合は、兄弟姉妹の入部において特別な対応を図るものとする。（兄弟姉妹特例）

【男子のみ、または女子のみとして登録しているチームへの兄弟姉妹の入部について】

児童の通学している学校に所在する登録チームが、男子のみ、または女子のみの場合には、兄弟姉妹の入部（登録）に際し、保護者の負担を軽減するため同一チームに入部できるよう特別な対応を図ることができる。

＜例＞

男子児童の通学している学校に所在する登録チームが女子のみの場合には、当該男子児童は近隣のチームに入部することになる。その後、男子児童の妹が入部（登録）を希望するときは、通学している学校で活動する女子チームに入部するべきであるが、すでに兄が活動している所属チームの女子チームへの入部を認めるというもの。

以上